

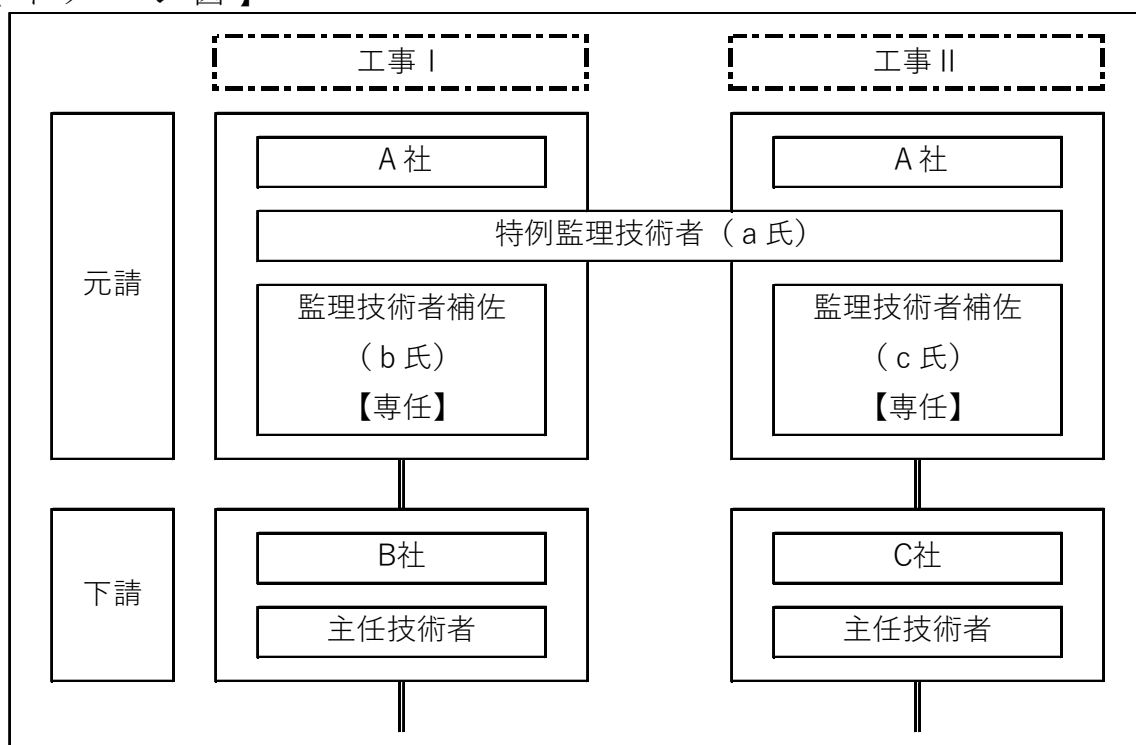
【参考】

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに係るQ & A

令和7年2月1日
(契約検査室)

問 1	特例監理技術者制度とは何か。
回答 解説	発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。 また、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」である場合には、当該監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。 ただし、監理技術者が行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事現場に専任で配置する場合は、当該監理技術者は2件まで兼務することができる。 ※ 監理技術者が行うべき職務 工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指揮監督の職務
参考	① 建設業法第26条 ② 建設業法第26条の4 ③ 建設業法施行令第27条 ④ 建設業法施行令第29条

【イメージ図】



問 2	特例監理技術者の配置を認めない工事は。
回答 解説	次のいずれかに該当する工事については、特例監理技術者の配置を認めないものとする。 ① 共同企業体として入札に参加又は工事を施工する工事 【理由】 「薩摩川内市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成17年7月26日告示第370号）に基づき、一定の工事金額以上の工事については特定JV（特定建設工事共同企業体）による入札参加を求めているところ。 工事の規模が大きく技術的な難易度が高いことから、特定JVによる入札参加を求めているものであるため、このような工事においては専任の技術者の配置を求め、特例監理技術者の配置を認めないこととする。 ② 鉄道近接工事 【理由】 鉄道近接工事で、（一般社団法人）日本鉄道施設協会が認定する「工事管理者」及び「列車見張員」を配置する工事については、特殊性が高いことから、専任の技術者の配置を求め、特例監理技術者の配置を認めないこととする。 ③ その他良好な施工の確保の観点から、監理技術者を専任で配置することが望ましいと発注者が認める工事 【例】 人家が近接しているなど、常に現場管理を必要とする工事など

問 3	特例監理技術者制度の適用について、工事の発注者に関する要件は。
回答 解説	市での取扱いは、特例監理技術者が兼務する2件の工事の双方とも、本市域内での建設工事とする。 そのため、例えば、市が発注する工事で専任の監理技術者を配置していたが、工事の途中で監理技術者補佐を配置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務する場合であっても、他の工事の発注者は国又は、地方公共団体でなければならない。

問 4	特例監理技術者が兼務できる工事の範囲は。
回答 解説	市が発注する工事においては、特例監理技術者が兼務可能な2件の工事は双方とも市が発注した工事であることのほか、2件の工事現場は相互間隔が概ね10km以内の範囲に属する工事。（概ね10km＝直線距離10km） なお、上記条件を満たした場合であっても、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲でなければならず（令和2年9月30日国不建第130号 監理技術者制度運用マニュアル 三(1)）、発注者はこれに該当するかどうかについて適切に判断しなければならない。 また、特例監理技術者は工事現場への常駐や専任を求められるものではない。 したがって、ここで言う「工事現場の巡回」とは、現場の施工管理を行う上で必要な巡回のことを指す。

問 5	監理技術者補佐になり得る者は。
回答 解説	監理技術者補佐になり得る者は、「当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者」とされている。 「政令で定める者」 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者 「国土交通大臣が定める要件に該当する者」 ① 建設工事の種類に応じた、要件を満たしている者（別表参照） ② 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者 ※ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ 一般建設業者の営業所の専任技術者になり得る者 また、主任技術者になり得る者 ※ 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハ 特定建設業者の営業所の専任技術者になり得る者 また、監理技術者になり得る者
参考	① 建設業法第26条第3項 ② 建設業法第7条第2号 ③ 建設業法第15条第2号 ④ 建設業法施行令第28条 ⑤ 令和2年9月30日国土交通省告示第1057号

【別表】

建設工事の種類	要件
土木一式工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>建設機械施工管理</u> 又は <u>土木施工管理</u> とするものに合格していること
舗装工事	
建築一式工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>建築施工管理</u> とするものに合格していること
大工工事	
左官工事	
屋根工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
鉄筋工事	
板金工事	
ガラス工事	
防水工事	
内装仕上工事	
熱絶縁工事	
建具工事	
とび・土工・コンクリート工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>建設機械施工管理</u> 、 <u>土木施工管理</u> 又は <u>建築施工管理</u> とするものに合格していること
石工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>土木施工管理</u> 又は <u>建築施工管理</u> とするものに合格していること
鋼構造物工事	
塗装工事	
解体工事	
電気工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>電気工事施工管理</u> とするものに合格していること
管工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>管工事施工管理</u> とするものに合格していること
しゅんせつ工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>土木施工管理</u> とするものに合格していること
水道施設工事	
電気通信工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>電気通信工事施工管理</u> とするものに合格していること
造園工事	一級の第一次検定のうち検定種目を <u>造園施工管理</u> とするものに合格していること

問 6	特例監理技術者の兼務を認める工事における、入札説明書や特記仕様書への記載例にある「同一の建設業者と締結する契約工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの」とは何か。
回 答 解 説	以下の資料を参考にしていきたい。 専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記①②の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、<u>全ての注文者から書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます（注文者は同一又は別々のいずれでも可）。</u>（監理技術者制度運用マニュアル 三（2）） ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること （全ての発注者の承諾が必要） この【ケース2】は、主任技術者の場合も同様ですが、注文者から直接建設工事を請け負った建設業者が、これら複数工事に係る下請金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。 また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。 （A工事） 請負金額 4,100万円 下請負金額 2,800万円 専任の主任技術者 （B工事） 請負金額 4,400万円 下請負金額 2,700万円 専任の主任技術者  AとBを 一つの工事としてみなす 請負金額 8,500万円 下請負金額 5,500万円 専任の監理技術者
参 考	国土交通省 九州地方整備局「よくわかる建設業法」（2025.2版）

問 7	特例監理技術者や監理技術者補佐と現場代理人との兼任の可否は。
-----	--------------------------------

(1) 監理技術者補佐が、それぞれの工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
特例監理技術者	a 氏	
監理技術者補佐	b 氏	c 氏
現場代理人	b 氏	c 氏

可否	可
根拠	建設工事請負契約書第10条第5項

(2) 監理技術者補佐が、他方の工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
特例監理技術者	a 氏	
監理技術者補佐	b 氏	c 氏
現場代理人	b 氏	b 氏

可否	不可
根拠	監理技術者補佐（b 氏）は専任での配置が必要であるため

- (3) 特例監理技術者や監理技術者補佐ではない者が工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
特例監理技術者	a 氏	
監理技術者補佐	b 氏	c 氏
現場代理人	d 氏	d 氏

可否	不可
根拠	監理技術者を配置する工事においては、当初請負金額が4,000万円以上となることは明らかであるため。 (「現場代理人の兼任に関する運用の一部見直し及び試行期間の延伸について」)

- (4) 特例監理技術者が、工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
特例監理技術者	a 氏	
監理技術者補佐	b 氏	c 氏
現場代理人	a 氏	c 氏

可否	不可
根拠	現場代理人を兼任できるのは、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者であり、特例監理技術者は含まれないため。 (建設工事請負契約書第10条第5項)

- (5) 特例監理技術者が、当該制度の適用と関係がない第三の工事の現場代理人と兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
特例監理技術者	a 氏		主任技術者
監理技術者補佐	b 氏	c 氏	
現場代理人	b 氏	c 氏	a 氏

可否	不可
根拠	建設業法第26条第4項及び建設業法施行令第29条の規定により、特例監理技術者が兼務可能とされている工事現場の数は2件までとされているため。

- (6) 監理技術者補佐が、当該専任で配置される工事の現場代理人に加え、第三の工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
特例監理技術者	a 氏		主任技術者
監理技術者補佐	b 氏	c 氏	
現場代理人	b 氏	c 氏	c 氏

可否	不可
根拠	監理技術者補佐（c 氏）は、専任での配置が必要であるため。